

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第55号）（行財政局人事部人事課）

京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会、京都市基本計画点検委員会、京都市ペット霊園対策検討審議会、京都市就学指導委員会及び京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会を、教育委員会の附属機関として京都市就学支援委員会を新たに設置し、それらの担任する事務並びに委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

- 1 別表1京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会の項、京都市基本計画点検委員会の項及び京都市ペット霊園対策検討審議会の項を削り、同表1京都市文化的景観保存・活用委員会の項の次に、京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会の項を追加し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を次のとおり決めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会	京都市美術館再整備工事における設計業務に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

- 2 別表2京都市就学指導委員会の項及び京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会の項を削り、同表2京都市立学校結核対策委員会の項の次に、京都市就学支援委員会の項を追加し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を次のとお

り決めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市就学支援委員会	障害があると思われる児童及び生徒並びに障害のある児童及び生徒の適切な就学又は入学に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	1 年

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第 55 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会の項、京都市基本計画点検委員会の項及び京都市ペット霊園対策検討審議会の項を削り、同表1京都市文化的景観保存・活用委員会の項を次のように改める。

京都市文化的 景観保存・活 用委員会	文化的景観の保存及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	6人以内	2年
京都市美術館 再整備工事設 計業務受託者 選定委員会	京都市美術館再整備工事における設計業務に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

別表2京都市就学指導委員会の項及び京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会の項を削り、同表2京都市立学校結核対策委員会の項を次のように改める。

京都市立学校 結核対策委員 会	京都市立学校における結核に対する対策に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
-----------------------	--	-------	----

京都市就学支援委員会	障害があると思われる児童及び生徒並びに障害のある児童及び生徒の適切な就学又は入学に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	1年
------------	--	-------	----

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)